

さが版

就農相談ガイドブック



さが就農支援センター

佐賀で「園芸農業」にチャレンジしよう!



さが園芸888運動
チャレンジ! 活気あふれるさが園芸へ

「さが園芸888運動」は園芸農業にチャレンジする人を応援します。園芸農業で稼ぐチャンスです!



「さが園芸888運動」のホームページでは、運動の概要や活気あふれる「さが園芸」の姿、各種支援策などの情報を発信しています。

①さが園芸888運動

「稼ぐ農業の実践」「所得の向上」「新たな担い手の確保」の好循環を生むため、県や農業団体、市町が一体となって展開している運動の背景や取組を紹介しています。



②地域で輝く園芸農家の方々

動画コンテンツをメインに、地域で輝く園芸農家の方々を紹介しています。また、これから就農を目指す方々に向けたメッセージも掲載しています。



③各種支援策

園芸振興のための各種支援策を紹介しています。ハウスの整備や機械の購入などに対する支援(ハード事業)、経営安定や技術力向上に対する支援(ソフト事業)の内容を掲載しています。



④新規就農支援

「農業を始めたいけれど、何から始めたらいいのだろう」「どこに相談すればいいだろう」といった疑問に対する回答や、役立つ情報を紹介しています。



さが園芸888運動推進本部(佐賀県園芸農産課)

佐賀市城内一丁目1番59号

TEL:0952-25-7114 FAX:0952-25-7308

Email:engeinousan@pref.saga.lg.jp

HPはこちら↓



<https://saga888.jp/>

あなたの目指す農業は？

- 自営で農業を始めたい
【独立・自営就農】
 - 農業に向かう心構えは？
 - どこで何を栽培する？
 - 品目ごとの経営収支は？
 - 農業用ハウスの設置費用は？
 - 標準的な経営規模は？
 - 新規就農者の最近の動向は？
 - 技術習得はどうする？
 - トレーニングファームって？
 - その他の技術習得手段は？
 - 農業法人で働きながら研修？
 - 就農支援策を活用できる？
 - 農業技術研修時に支援がある？
 - 農業用ハウスや機械の補助は？
 - 就農のための低利融資制度は？
 - 就農までにどんな準備をすれば？
 - 市町の就農支援はある？
 - 農地の確保はどうしたら？
- 農業法人に就職したい【雇用就農】
- 趣味から就農を目指したい
【趣味的農業～就農】
- 農業を知ることから始めたい
【農業体験・情報収集】
 - どこに相談すればいい？

本冊のもくじ

- ◎農業を始めるに当たって
 - ・ポイント、フロー、支援機関など (p1~2)
- ① 就農品目選び
 - ・さが農業産地マップ (p3~4)
 - ・さかの農産物の紹介 (p5~6)
 - ・農作物別経営試算の事例 (p7)
 - ・野菜ハウス設置費の目安 (p8)
 - ・農業経営の指標 (p8)
 - ・作物カレンダー (p9)
 - ・直近5年間の就農状況 (p10)
- ② 農業技術習得
 - ・トレーニングファーム (p11~12)
 - ・農業技術の研修先一覧 (p13)
 - ・農業法人と就業体験 (p14)
- ③ 就農のための支援策
 - ・認定新規就農者制度 (p15)
 - ・資金面の支援制度 (p16)
 - ・経営発展への支援 (p17)
 - ・融資制度 (p18)
 - ・その他の支援策 (p19)
 - ・就農準備チェックリスト (p20)
 - ・市町の就農支援策 (p21~26)
- ④ 就農関連の参考記事
 - ・農地確保の留意点 (p27)
 - ・農業法人と就業体験 (p14) 再掲
 - ・家庭菜園と市民農園 (p28)
- ⑤ 農業を知る・調べる
 - ・就農セミナー開催状況 (p29)
 - ・就農関連のサイト一覧 (p30)
 - ・就農関連機関・団体 (p31~32)

農業を始めるに当たっての5つのポイント

1

農業に対する情熱と意欲が必要です。

新しく農業を始めたいあなたは、農業に対するいろいろな夢を持っておられることでしょう。実際に農村で生活をし、農業を始めようとする場合、「夢を現実のものにするぞ！」という強い情熱と意欲を持つことが最も大切で、欠かすことのできないものです。いろいろな情報を集め、しっかりとした計画を練り、十分な準備をしましょう。

2

経営を始められる農業技術を身につけましょう

農業を始めるためには、農作物の栽培技術や家畜の飼養技術のほか、経営管理のやり方も身につけておく必要があります。

技術を身につけるためには、農業大学校等で学ぶ方法、先進農家で学ぶ方法、農業法人等で働きながら農業を学ぶ方法など様々です。自分にあったやり方で、技術を習得しましょう。

3

農業経営開始のためのしっかりとした計画が必要です

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始することでもあります。そのため、

- ①どこで、どの品目をどのくらいの規模で作付けるのか
- ②就農に必要な農業機械や施設をどのようにして整備するのか
- ③就農開始に必要な資金や収入が得られるまでの生活資金をどう確保するのか

など、しっかりとした将来設計が必要です。

特に、農地については、一定の要件を満たすことはもちろんのこと、就農先での信用を得ることがその確保のためには重要です。

4

家族の理解・協力が大事です

一人で農業を始めるのは大変です。そのため、家族の理解・協力が得られるよう、事前に十分な話し合いをしましょう。

5

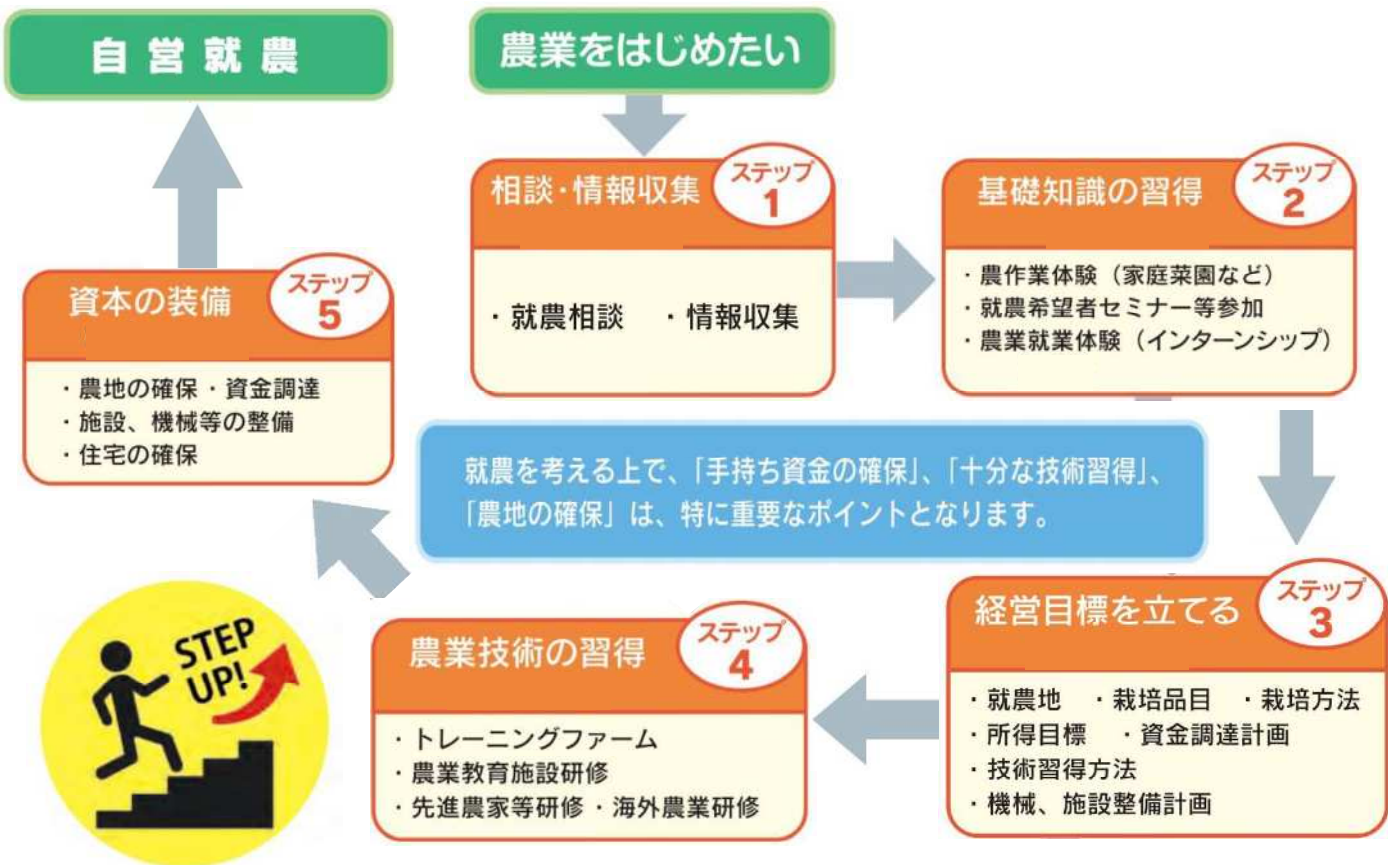
地域とのコミュニケーションが大切です

新しく農業を始めることは、同時に農村で暮らすこと、農村社会の一員となることです。

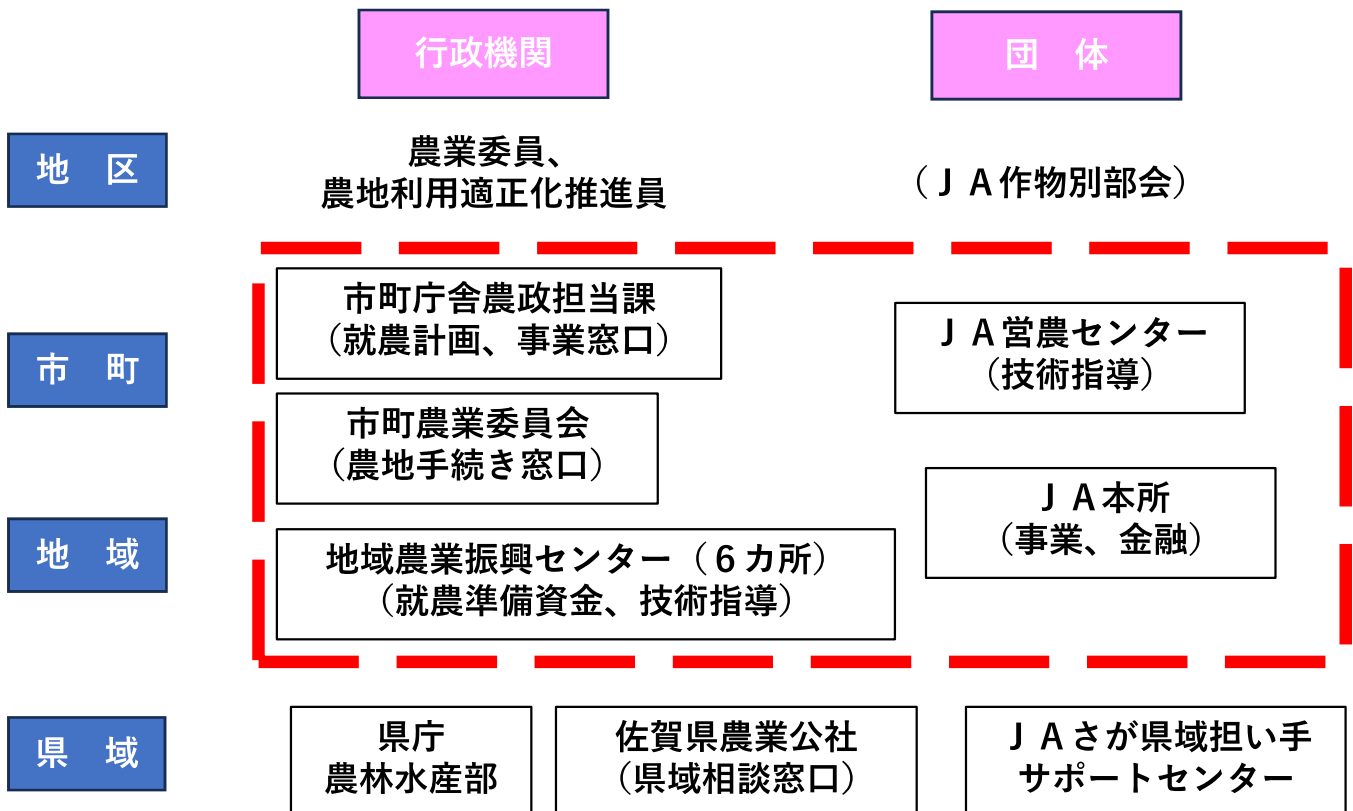
農業用水路や道路の利用・管理に関する共同作業など直接営農に関わることもありますし、農村の伝統行事など、農作業以外でも地域の農業者との対話やふれあいの場がたくさんあります。積極的に参加し、農村社会にうまくとけ込み、親しくなるようにしましょう。

農村で新生活を始めるには、まず自分がその地域の構成員になるのだという自覚を持つことが重要です。

就農までのフロー

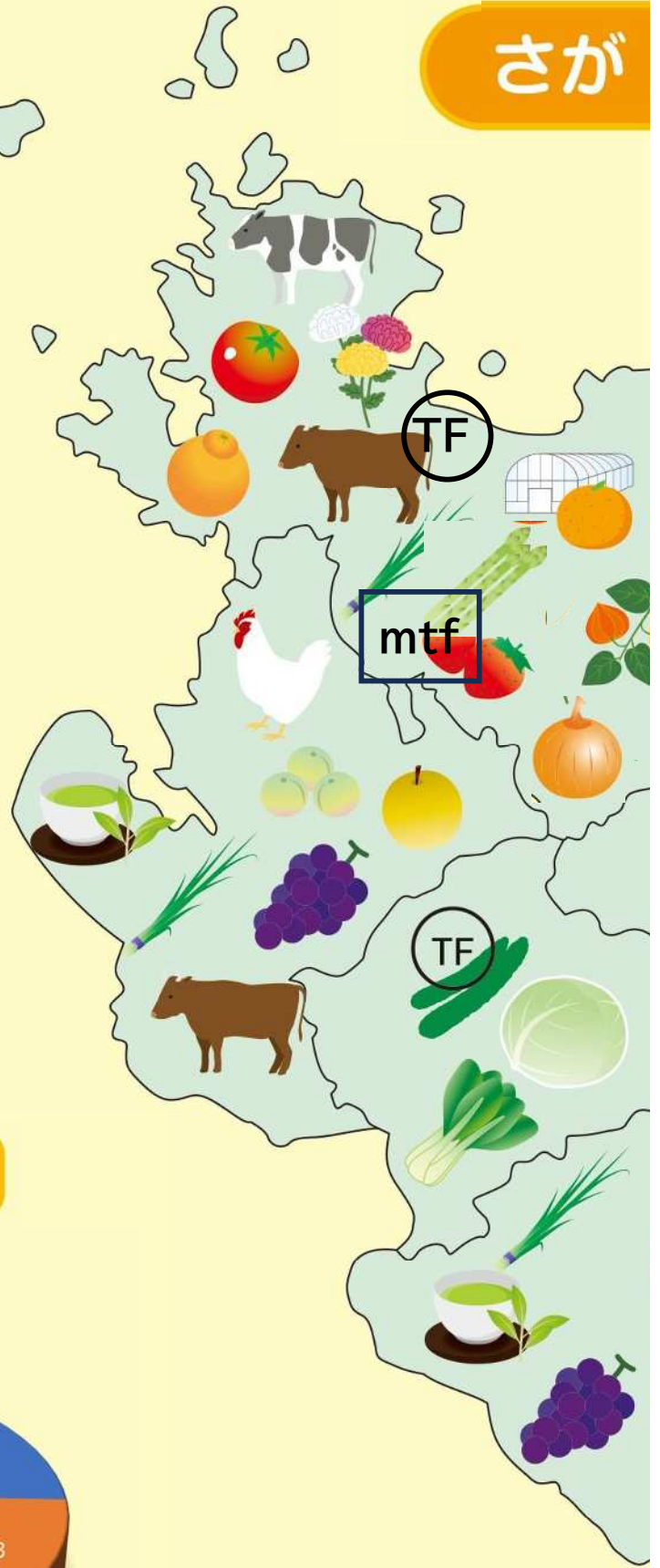


就農をお手伝いする関係機関・団体



【凡例】

- | | | | |
|--------|---|--------------|---|
| いちご |  | ハウスみかん |  |
| きゅうり |  | 露地みかん |  |
| たまねぎ |  | 中晩柑 |  |
| こねぎ |  | ぶどう |  |
| ほうれんそう |  | 日本梨 |  |
| トマト |  | 梅 |  |
| ばれいしょ |  | 柿 |  |
| チンゲンサイ |  | お茶 |  |
| レタス |  | 切り花 |  |
| キャベツ |  | ほおずき |  |
| れんこん |  | 肉用牛 |  |
| アスパラガス |  | 養鶏 |  |
| なす |  | トレーニングファーム |  |
| ピーマン |  | ミニトレーニングファーム |  |

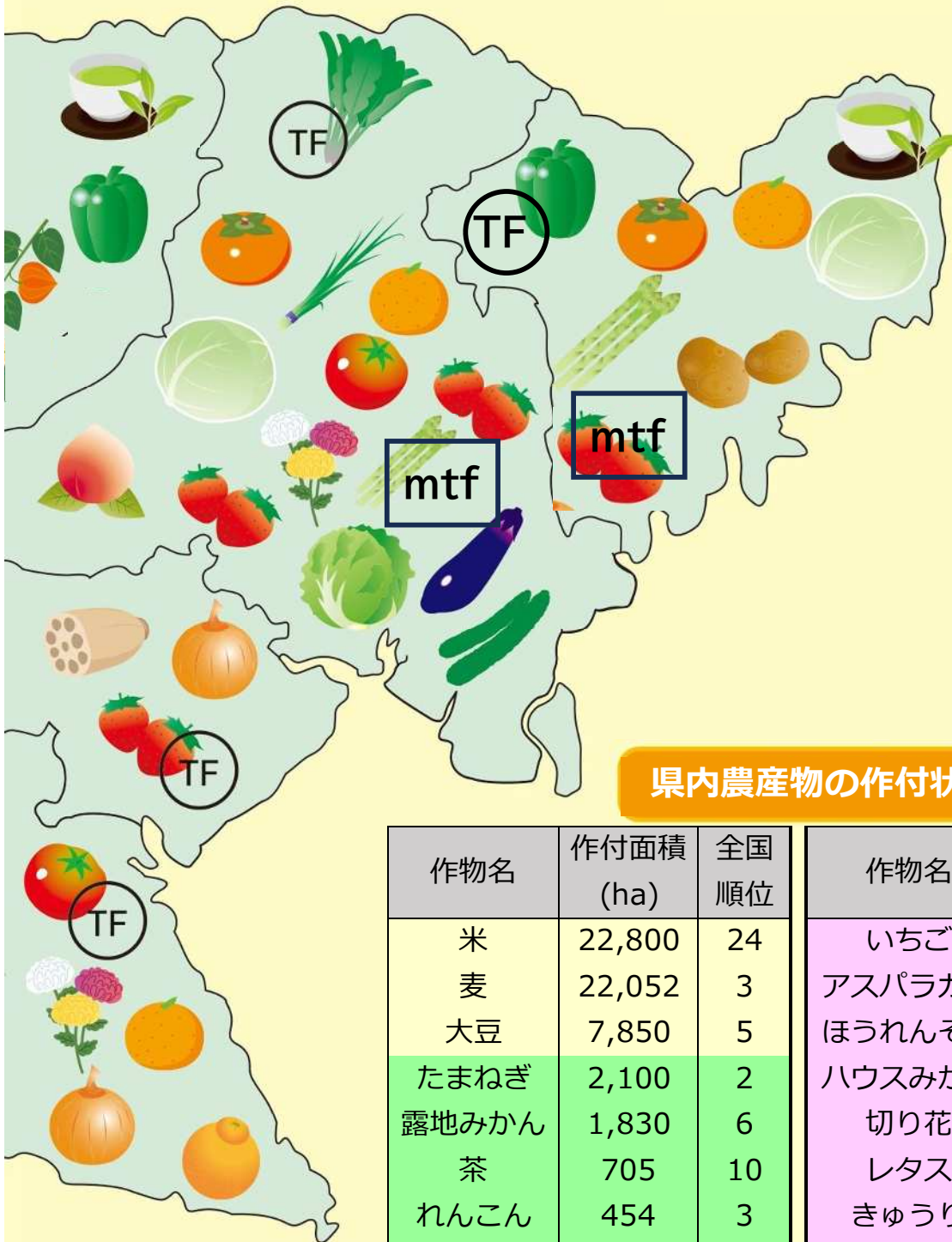


農業産出額 (令和3年)



農業産地マップ

ブランド農産物



県内農産物の作付状況

作物名	作付面積 (ha)	全国順位	作物名	作付面積 (ha)	全国順位
米	22,800	24	いちご	160	9
麦	22,052	3	アスパラガス	120	9
大豆	7,850	5	ほうれんそう	114	29
たまねぎ	2,100	2	ハウスみかん	120	1
露地みかん	1,830	6	切り花	102	31
茶	705	10	レタス	80	24
れんこん	454	3	きゅうり	153	21
キャベツ	257	28	トマト	65	44
日本梨	180	16	なす	59	38

◎ 佐賀の農産物の紹介 ◎

水田作

品目	品目の概況
米	県内水稲の作付の1/4を占める「さがびより」は食味ランキング特Aを12年連続獲得。
麦	米収穫後の水田で栽培可能な二毛作。二条大麦は収穫量は全国第2位。
大豆	全国トップクラスの生産量、主力品種の「フクユタカ」は高品質で豆腐に最適。



整備された水田(平坦地域)



佐賀の名風景「麦秋」



共同乾燥調製貯蔵施設



高品質な佐賀大豆

施設野菜

いちご	作付全国9位。新品種の「いちごさん」は、眺めてうっとり、かじって甘い。単位収量は全国トップクラス。白石町にトレーニングファーム有。
きゅうり(周年)	作付全国12位。環境制御技術の普及により単位収量は全国トップクラス。施設整備費が比較的大きい。近年新規就農者が多い。武雄市内にトレーニングファーム有り。
アスパラガス	生産量全国2位。グリーンとホワイトのアスパラガスを主に栽培。初期投資が比較的小さい。新規就農者が多い。1年目の収益がない。収穫期はやや繁忙。
ほうれんそう	冷涼な気候の中山間地で多く栽培。種まきの回数を増やし周年栽培が可能。施設経費が比較的小さい。取り組みやすい。佐賀市富士町にトレーニングファーム有。
トマト	佐城、三神、藤津地区を中心に、県内各地でこだわりの品種を栽培。経営安定のため、収量向上と販売先の確保が重要。鹿島市にトレーニングファーム有。







露地野菜

たまねぎ	作付全国2位。九州1位。「さが春一番たまねぎ」は生食で好評。小面積からのスタートであれば初期投資は比較的小さい。
レンコン	作付全国3位。九州1位。日持ちする「泥付きれんこん」が有名。水田を深耕し、水を張ることなどから農地の確保と機械装備等が重要です。
キャベツ	品種、作型で秋から春先まで長期出荷。冬キャベツは作付全国15位。小面積からのスタートであれば初期投資は比較的に少ない。





果 樹

品 目	品 目 の 概 況
露地みかん	マルチ栽培の高品質みかん、JA グループ佐賀のブランド「さが美人」は高評価。高齢化などにより担い手が減少傾向。
ハウスみかん	ハウス内で加温栽培した綺麗で美味しい温州みかん。主産地は東松浦地区。生産量は日本一。ハウス施設に加え加温設備が必要なため、初期費用が比較的多くかかる。
中晩柑	主力の「デコポン」をはじめ、新ブランドの「にしゅうまる」も大好評。高品質安定生産には技術習得が必要。露地栽培と施設栽培を選べる。
日本梨	落葉果樹の主力。早期出荷の施設栽培梨は、面積日本一。高齢化など 等により産地減少中。外部からの参入も歓迎。
ブドウ	消費者に人気の高い「シャインマスカット」の面積増加中。高齢化などにより担い手が減少傾向。「シャインマスカット」はハウス設置が必要。






花 き

キ ク	季節に応じた品種の選定と電照の利用により、年間を通じた生産が行われています。電照による開花制御により、計画的な生産ができる。選花機や防除機の自動化により大規模経営も可能。
バ ラ	ハウス内の環境制御の徹底による高品質バラが生産。オリジナル品種を開発する農家もあり。ハウス施設に加えてハウス内環境制御設備が必要。技術研鑽のための研究会有り。
トルコギキョウ	佐城、東松浦、杵島地区に産地あり。山間は夏秋、平坦は冬春出荷作型。県重点推進品目に設定。将来的には雇用型大規模経営も可能。
露地花き(シンテツポウユリ、ホオズキ)	各地区に JA 出荷の産地あり。高齢者も手軽に栽培可。複合経営品目の一つとして有望。7~8月に集中する収穫・選花労力を確保できれば高収益が望める。







キ ク
バ ラ
トルコギキョウ
ユ リ
ホオズキ

特 用 作

畜 産

茶	作付全国 10 位。「うれしの茶」の茶葉は、ゆつくり開いて旨みの移り変わりを楽しむ。高齢化、需要減により生産は減少傾向。新規就農は一定数あるが、担い手が不足傾向。	
		
茶の収穫作業	清潔な牛舎で過ごす子牛	全国屈指のブランド「佐賀牛」
肥 育 牛	「佐賀牛」は、国内最高クラスの品質。国内はもとより、海外輸出も好調。東松浦、西松浦地区に主要な産地有り。	
繁 殖 牛	経営の大規模化、一貫経営の取り組みにより増頭傾向にある。東松浦、杵藤地区に主要な産地有り。	

(佐賀県農業技術防除センター監修)

◎ 農作物別経営試算の事例

【10a(1,000㎡)・1頭当たり】

(単位：千円)

作目名 区分			収益				経営費			農業 所得 G = C - F	農業 所得率 G/C× 100(%)	10 a 当たり 農業 労働時間	
			単価 (円)	出荷量 (kg・本・頭)	販売高 A	その他 収入 B	収益 C = A + B	生産 原価 D	販売 管理費 E				経営費 F = D + E
土地 利用 型 作物	水 稻	九州	235	424	100	0	100	81	2	83	17	17.0	25.9
	二条大麦	全国	87	394	35	39	74	38	1	39	35	47.3	4.8
	小 麦	都府県	34	412	14	70	84	43	1	44	40	47.6	5.3
	大 豆	〃	154	135	21	50	71	43	1	44	27	38.0	7.2
施設 野 菜	イチゴ	土耕栽培	1,200	4,500	5,400	0	5,400	2,581	1,186	3,767	1,633	30.2	2,119
		高設栽培	1,200	5,400	6,480	0	6,480	2,976	1,223	4,199	2,281	35.2	2,642
	キュウリ	周年	280	24,000	6,720	0	6,720	2,685	2,128	4,813	1,907	28.4	2,500
	アスパラガス		1,110	3,500	3,885	0	3,885	1,663	748	2,411	1,474	37.9	1,200
	ナス		380	16,000	6,080	0	6,080	2,820	1,350	4,170	1,910	31.4	1,753
	トマト		320	20,000	6,400	0	6,400	3,539	1,894	5,433	967	15.1	2,000
	ミディトマト		670	6,500	4,355	0	4,355	2,573	965	3,538	817	18.8	2,051
	ミニトマト		500	10,000	5,000	0	5,000	1,817	1,327	3,144	1,856	37.1	1,000
	小ネギ		1,000	3,500	3,500	0	3,500	2,099	852	2,951	549	15.7	1,250
	ホウレンソウ		630	4,500	2,835	0	2,835	1,304	578	1,882	953	33.6	422
	パセリ		1,300	3,000	3,900		3,900	1,889	1,232	3,121	779	20.0	1,200
露地 野 菜	タマネギ		85	5,500	468	0	468	225	24	249	219	46.8	76
	キャベツ		86	5,000	430	0	430	181	79	260	170	39.5	151
	ブロッコリー		265	1,000	265	0	265	133	23	156	109	41.1	128
	レンコン		280	2,000	560	0	560	80	92	172	388	69.3	269
果 樹	温州みかん(マルチ)		300	2,500	750	0	750	268	142	410	340	45.3	267
	ハウスみかん		950	5,500	5,225	0	5,225	3,391	536	3,927	1,298	24.8	700
	日本梨		550	2,500	1,375	0	1,375	810	142	952	423	30.8	350
	ブドウ	トンネル	1,200	1,800	2,160	0	2,160	910	333	1,243	917	42.5	408
	モモ	無加温	800	2,500	2000	0	2,000	1,073	181	1,254	746	37.3	516
特 作	茶		2000	190	380	0	380	257	21	278	102	26.8	90
花 き	バラ		100	90,000	9,000	0	9,000	5,281	3,159	8,440	560	6.2	1,250
	キク		70	70,000	4,900	0	4,900	3,254	835	4,089	811	16.6	1,250
	トルコギキョウ	平坦	166	40,000	6,640	0	6,640	2,841	1,016	3,857	2,783	41.9	1,299
		中山間	166	32,000	5,312	0	5,312	2,208	817	3,025	2,287	43.1	1,060
畜 産	酪農100頭		102	9,500	969	75	1,044	840	116	956	88	8.4	60
	肥育牛1,500頭		1750	520	910	192	1,102	873	150	1023	79	7.2	31
	繁殖牛100頭		55万	1	550	0	550	323	56	379	171	31.1	40

注) 1 米・麦・大豆の経営費は農林水産省統計、その他の作目は佐賀県農業技術防除センター調べ等による。

注) 2 二条大麦、小麦、大豆の収益欄は、経営所得安定対策交付金を含めた概算値。

詳細版はこちら→



○野菜ハウス設置費の目安【10a(1,000㎡) 当たり】(単位：万円)

項目	いちご(高設栽培)	きゅうり(プラスチック)	きゅうり(耐湿性ハウス)	アスパラガス
ハウス本体	250(連棟APハウス)	1,030(フェンロー型)	620(鉄骨補強型)	380(単棟パイプ)
被覆等資材	75	430	560	125
換気資材	150	280	80	40
灌水資材	(高設に含む)	160	100	85
加温機	140	120	120	—
その他資材	975(高設等)	390(環境制御装置等)	170(環境制御装置等)	—
工事費	300	650	550	260
消費税	189	306	220	89
合計	2,079	3,366	2,420	979

※佐賀県農業技術防除センター調べ(近年の導入事例をもとに試算)

この指標の数値は目安であり、ハウスの構造材や原料価格などにより変動します。

○農業経営の指標

土地利用型	水稲 1.17ha+大豆 0.53ha+たまねぎ 1.3ha 水稲 1.37ha+大豆 0.74ha+レタス 1.79ha 水稲 1.56ha+大豆 0.76ha+麦 1.32ha+たまねぎ 1.08ha 水稲 1.56ha+大豆 0.73ha+麦 0.72ha+たまねぎ 0.84ha+キャベツ 0.84ha 水稲 1.17ha+大豆 0.13ha+麦 0.54ha+たまねぎ 0.81ha+れんこん 0.45ha 水稲 3.67ha+大豆 1.97ha+麦 5.08ha+ブロッコリー 0.56ha 水稲 3.16ha+大豆 1.7ha +麦 4.86ha+作業受託(収穫) 4.8ha		
施設野菜	いちご(土耕栽培) 21a きゅうり(環境制御) 11a トマト 30a アスパラガス 22a	いちご(高設栽培) 14a きゅうり(環境制御なし) 17a トマト 15a+ミニトマト 9a ほうれんそう 35a	こねぎ 54a パセリ 27a+レタス 30a
果樹	露地みかん 96a(極早生 18a+早生 24a+普通 45a+不知火 9a) ハウスみかん 27a、ハウスみかん 21a+ハウス不知火 9a 梨 56a(ハウス 12a+トンネル 9a+露地 32a) 梨+ぶどう(ハウス 12a+トンネル 9a+露地 21a+トンネルぶどう 6a) 梨+桃(ハウス 12a+トンネル 12a+露地 27a+ハウス桃 6a)		
特用作	茶 3ha 葉たばこ 1.62ha	花き	バラ 30a 電照キク 30a トルコギキョウ 12a
畜産	繁殖牛 19頭+稲わら収集 1.86ha 肥育牛 81頭+稲わら収集 12ha 肥育牛 60頭+繁殖牛 8頭+稲わら収集 12ha+飼料作物 1.8ha 酪農乳牛 34頭+稲わら収集 3.6ha+飼料作物 4.8ha		

経営基盤
強化促進
基本方針
の全文

↓



「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年6月)」第2の2

「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」からの抜粋

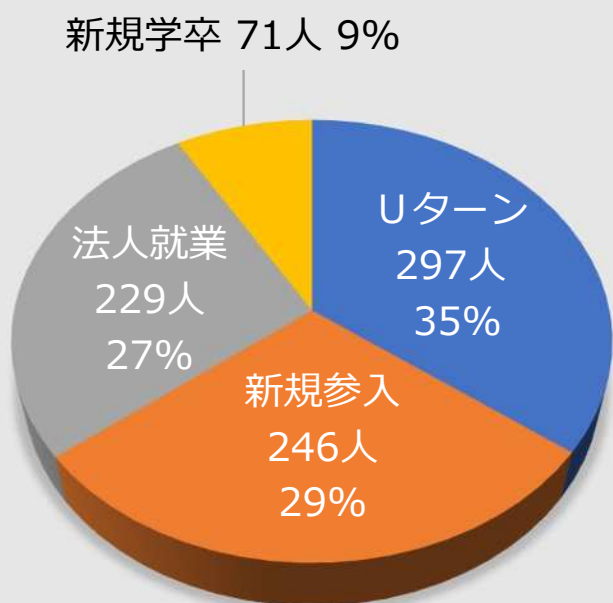
◎ 作物カレンダー

凡例: — 生育 ■ 収穫・出荷 ● 播種 ▲ 定植 ■ 全刈り ◡ ピニール被覆 ◢ トンネル

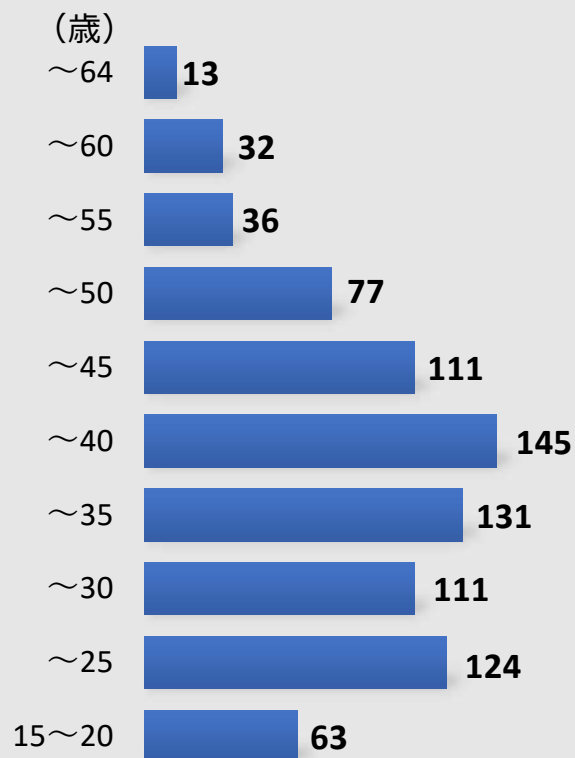
作物名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水 稻					●	▲	—	—	—	—	—	—
たまねぎ	極 早 生	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—
	早 生	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—
	中 生	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	▲
	晩 生	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	▲
キャベツ	初春まき	—	—	—	—	—	●	●	▲	▲	—	—
	夏まき	—	—	—	—	—	—	●	▲	—	—	—
	秋まき	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	▲
ブロッコリー	—	—	—	—	—	—	●	●	▲	▲	—	—
レタス	早どり	—	—	—	—	—	—	●	▲	●	▲	—
	12月どり	◡	—	—	—	—	—	—	●	●	▲	◡
	冬どり	—	—	—	◡	—	—	—	—	●	▲	◡
	春どり	●	▲	◡	▲	—	—	—	—	—	—	●
レンコン	—	—	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
イチゴ(いちごさん)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	◡	—
アスパラガス	秋 植 え	—	—	—	—	●	●	—	—	▲	▲	—
	春 植 え	●	●	—	▲	▲	—	—	—	—	—	—
	2 年 目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年以降	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
きゅうり	春 作	—	—	●	▲	—	—	—	—	—	—	—
	半 促 成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	▲
	抑 制	—	—	—	—	—	—	●	▲	—	—	—
トマト	促 成	—	—	—	—	—	—	●	●	▲	▲	—
	半 促 成	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	▲
	抑 制	—	—	—	—	—	—	●	●	▲	▲	—
な す	促 成	—	—	—	—	●	接木	▲	—	—	—	—
	露 地	—	●	—	接木	▲	—	—	—	—	—	—
ハウレンソウ	春 播 き	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
	初夏播き	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—
	夏 播 き	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—
	秋冬播き	●	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—
小ネギ	春 作	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	夏 秋 作	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	—
	冬 作	—	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—
チンゲンサイ	●	—	—	—	●	—	—	—	●	—	—	
パセリ	早 植 え	—	●	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
	普 通 作	—	—	—	●	—	▲	—	—	—	—	—
ソラマメ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	▲

○過去5年間（令和元～5年）の就農状況【県内】

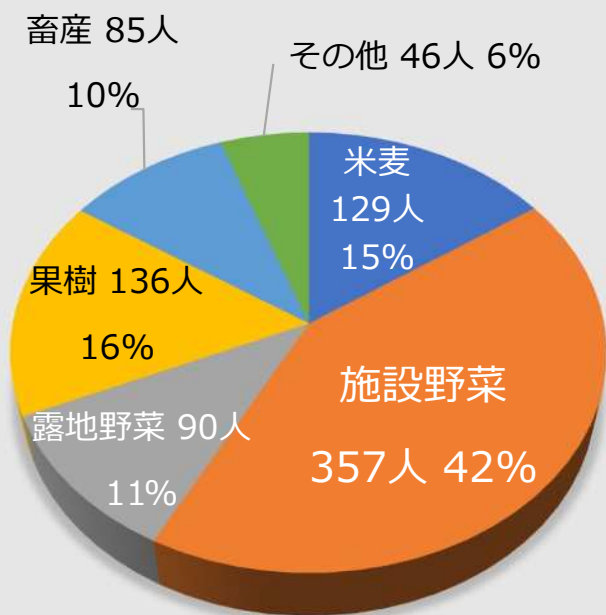
類型別就農者数



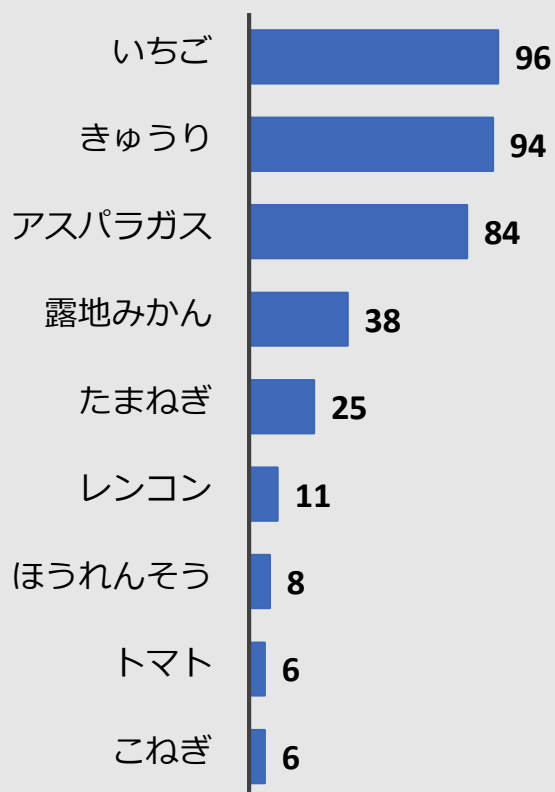
年代別就農者数（人）



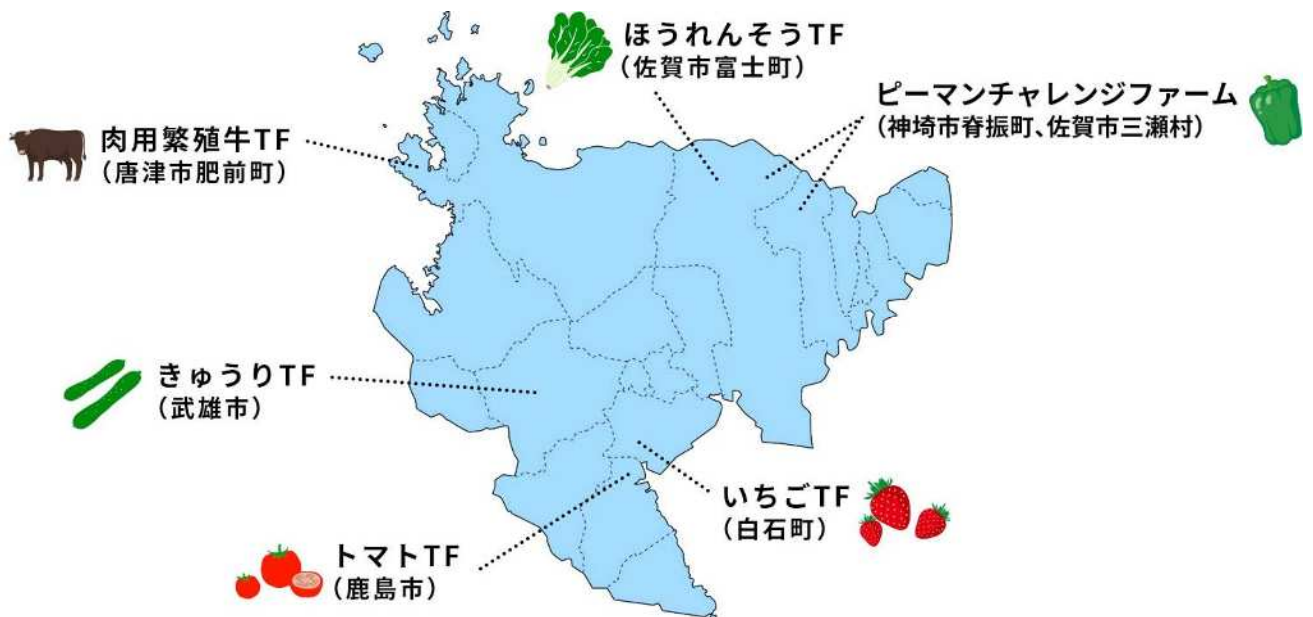
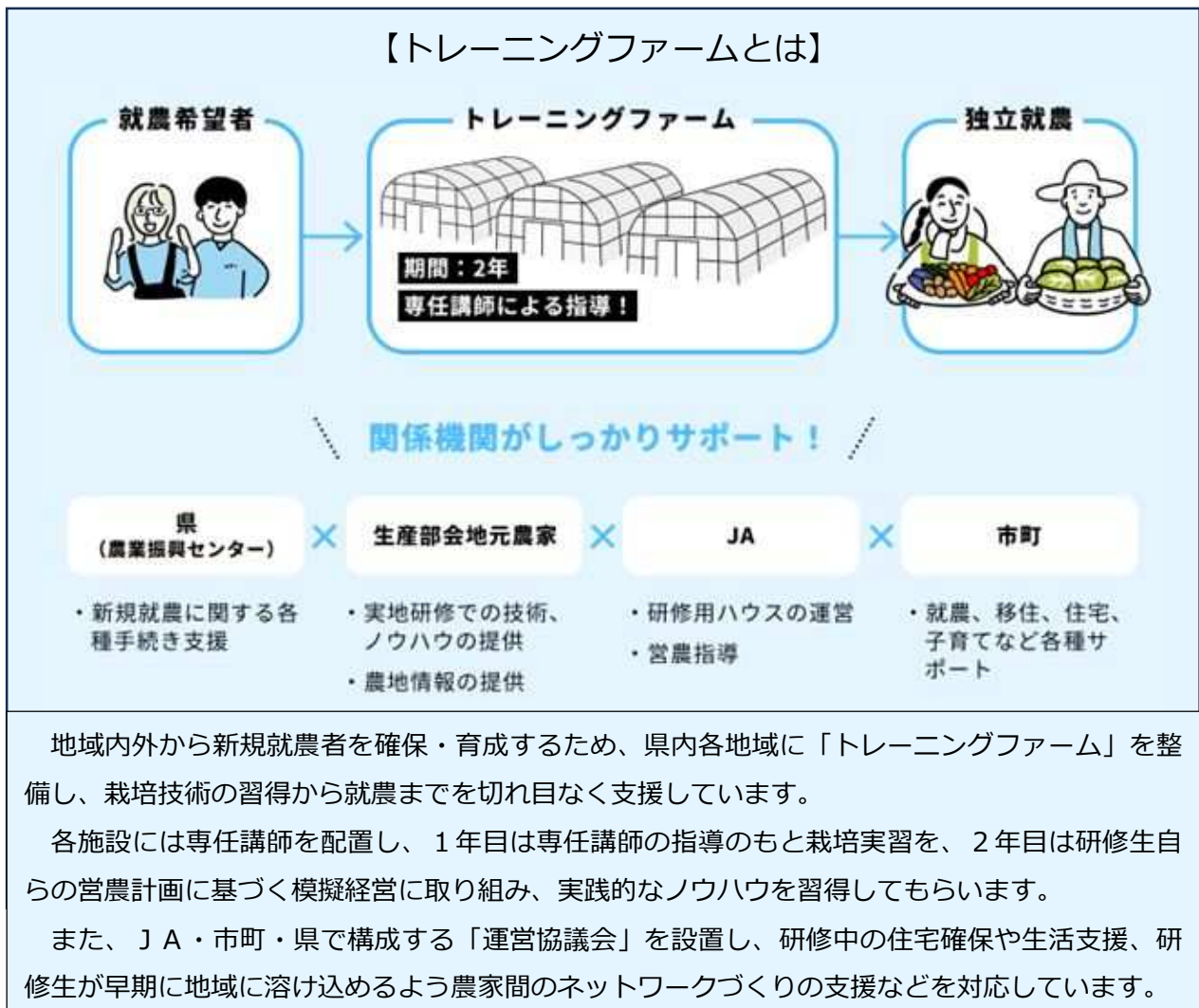
耕種別就農者数



品目別の就農者数



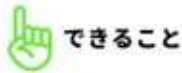
○佐賀県のトレーニングファーム（マイナビ農業HPより引用）



【ミニトレーニングファームとは】



トレーナーの圃場近くに研修施設(10a)を整備し、
トレーナーが栽培技術や経営ノウハウを徹底指導！



- ・栽培実習、模擬経営
- ・部会活動への参加、交流
- ・座学、視察
- ・農地や中古資材の情報提供、継承に向けた支援

ミニトレーニングファームとは、就農に向けて必要な技術や知識を習得する小規模農業研修施設で、地域のベテラン農家が講師（以下、トレーナー）となり、研修生にマンツーマンで指導します。

研修の受入れは1～2組、研修期間は1～2年間となっており、トレーナーによる技術指導に加えて、関係機関が農業経営に関する座学や就農に向けたサポートを実施します。

また、生産部会・JA・市町・県で構成する「運営協議会」を設置し、就農地の確保や研修生が早期に地域に溶け込めるよう農家間のネットワークづくりの支援などを対応しています。



○農業技術の習得できる研修先一覧

施設等名（品目）		所在地	研修期間	問い合わせ先など
ト レ ー ニ ン グ フ ァ ーム	ほうれんそう	佐賀市富士町	2年	佐賀市役所農業振興課 JA さが富士町事業所 
	施設きゅうり	武雄市朝日町	〃	JA さが杵藤園芸センター(みどり) 
	施設トマト	鹿島市常広	〃	
	いちご	白石町新開	〃	白石町役場農業振興課 JA さが杵藤園芸センター（白石）
	ピーマン	脊振、三瀬	1年	JA さが神埼北部事業所 
	繁殖牛	唐津市肥前町	2年	JA からつ畜産部 
ミ ニ ト レ ー ニ ン グ フ ァ ーム	アスパラガス	佐賀市鍋島町ほか	最長2年	JA さが佐城園芸センター 園芸指導課（中部） 
	いちご	神崎市千代田町姉	〃	JA さが三神園芸センター 園芸指導課 
	いちご アスパラガス	唐津市半田 唐津市浜玉町	1～2年	唐津市役所農政課 東松浦農業振興センター 
佐賀県農業大学校	佐賀市川副町	1～2年	佐賀県農業大学校養成部 	
農家派遣研修	就農予定地周辺	任意	就農予定地を管轄する農業振興センター 又は JA 営農センター（巻末参照）	
農業法人就業	次ページを参照			
国の 教育研修施設	九州沖縄農業研究センター（福岡県久留米市） 野菜花き研究部門（茨城県つくば市） 果樹茶業研究部門（茨城県つくば市） 同上茶業研究領域（静岡県島田市）		農水省 HP 研修施設の ご案内 → 	
民間の 農業者養成機関	日本農業実践学園（茨城県水戸市） 鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県水戸市） 八ヶ岳中央農業実践大学校（長野県諏訪郡原村）など			
海外農業研修	欧米ほか	1～2年	（公社）国際農業者交流協会 	

○農業法人等への就職（就農）について

自営就農との違い

区分	独立・自営就農	農業法人等への就職	農業以外の一般企業
農業技術	要習得	働きながら習得	不要
資金	既保有、借入れ	不要	不要
農地	要権利取得	不要	不要
給料	経営次第	有り（一般企業ほどは無い）	有り
福利厚生	無し（経営次第）	有り（一般企業ほどは無い）	有り
休日	経営次第	有り（一般企業より不安定）	有り

農業法人を探す

<p>①ハローワーク (佐賀 唐津 武雄 伊万里 鳥栖 鹿島)</p> 	<p>②ハローワーク インターネットサービス</p> 	<p>③全国新規就農相談センター 法人等求人情報</p> 
---	---	---

○農業インターンシップ（就業体験）について

農業法人や農場で就業体験ができる制度です。

農業法人等で働く従業員の方と一緒に農作業を経験することで、「農業」で働くことが身近に感じられ、自分の適性を確認できます。

ここがポイント

参加費 無料

- 体験受入先に登録している農業法人・農場は全国で約250か所！
- 稲作、野菜、果樹、花き、畜産、観光農園等、体験受入先や時期によって体験内容は多種多様！
- 社会人、学生問わず申込OK！（満16歳以上）
- 住み込みでの体験により、体験受入先との交流を深めることや、田舎暮らし・生活面のメリット・デメリットについてしっかり体感できます！
- 体験者は随時募集中！連続した2日以上～6週間までの期間で、希望する日程で申し込みます。

お申込は
WEBから

農業インターンシップ 農業をはじめ

検索

専用ホームページからお申込いただけます。




公益社団法人
日本農業法人協会

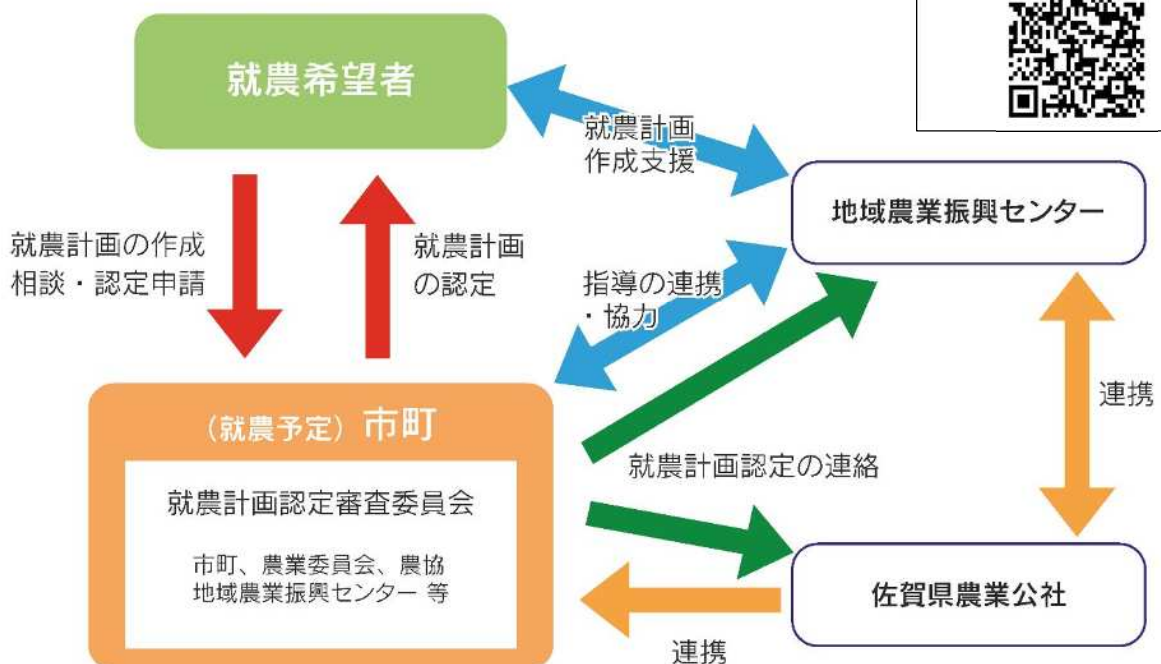
◎ 就農のための支援策

1 認定新規就農者制度

〔市町から「青年等就農計画」の認定を受けた「認定新規就農者」を重点的に支援する〕


対象者	新たに農業経営を営もうとする次に当てはまる青年等 ・青年（原則 18 歳以上 45 歳未満） ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）	詳しい 内容は こちら から→	 (農林水産省 HP)
就農計画の内容	○就農地（市町） ○農業経営開始日 ○就農形態 ○目標経営類型 ○将来の農業構想 ○農業経営規模の現状及び目標（作付面積、生産量など） ○生産方式に関する現状及び目標（機械・施設の能力、台数など） ○経営管理に関する目標（青色申告、PC 活用など） ○農業従事の態様目標（月に○日程度を休日とするなど） ○目標達成に必要な措置（農機、施設の規模、構造等、実施時期、事業費、資金名等） ○農業経営の構成（現状及び見通し）、従事者（年齢、担当業務、年間農業従事日数） ○雇用者（現状及び見通し）、常時雇、臨時雇ごとに（実人数、延べ人数） ○技術・知識の習得状況（研修先、研修期間、研修内容、活用した補助金など）		
認定新規就農者のメリット	(1) 青年等就農資金の活用 就農当初に必要な施設整備、運転資金として 3,700 万円までの無利子融資 (2) ハウス施設整備等への補助事業の活用 (3) 経営開始資金の活用 (4) 市町等、関係機関の総合的なフォローアップ など		
留意点	(1) 認定新規就農者が認定農業者になった時点で青年等就農計画の効力は消滅（青年等就農資金の借入は不可となる） (2) 青年等就農計画の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年間（既に農業経営を開始した者は農業経営を開始した日から起算して 5 年間）		
問合せ先	就農予定の市町の農政担当課、地域農業振興センター		

就農計画認定のフロー図




2 資金面の支援制度

(1) 就農準備資金〔就農に向けた研修期間中の研修生に対しての資金を助成〕

対象者	就農予定時に 49 歳以下 の研修期間中の研修生	詳しい内容は こちらから→  (農林水産省 HP)
支援額	12.5 万円/月 (150 万円/年) 最長 2 年間	
交付対象となる要件 (全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ① 就農予定時の年齢が、原則 49 歳以下であること。 ② 独立・自営就農、農業法人の共同経営者、研修終了後 5 年以内の親元就農であること ③ 定められた機関等で概ね 1 年以上 (1 年につき概ね 1,200 時間以上) 研修すること ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと ⑤ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと ⑥ 原則として前年の世帯 (親子及び配偶者の範囲) 所得が 600 万円以下であること ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること 	
交付金の返還要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 適切な研修を行っていない場合 (研修計画に則して必要な技能を習得していない場合) ② 研修終了後 1 年以内に就農しなかった場合 ③ 交付期間の 1.5 倍 (最低 2 年間) の期間、就農を継続しない場合 ④ 交付対象者の要件②に掲げる就農をしなかった場合 ⑤ 就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合 	
問合せ先	地域農業振興センターの農業企画課 または、県庁農業経営課	


(2) 経営開始資金〔新たに農業経営を開始する者に対して資金を助成〕

対象者	経営開始時に 49 歳以下 の認定新規就農者	詳しい内容は こちらから→  (農林水産省 HP)
支援額	12.5 万円/月 (150 万円/年) 最長 3 年間	
交付対象となる要件 (全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ① 独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者 ② 青年等就農計画に即し、一定の要件を満たした独立・自営就農または親元就農であること ③ 青年等就農計画等が一定の基準に適合していること ④ 人・農地プランに中心経営体として位置付けられるか、農地中間管理機構 (農業公社) から農地を借り受けること ⑤ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと ⑥ 原則として前年の世帯 (親子及び配偶者の範囲) 所得が 600 万円以下であること 	
交付停止要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として前年の世帯所得が 600 万円 (本事業資金含む) を超えた場合 ② 適切な就農を行っていないと市町が判断した場合 	
交付金返還要件	交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続をしなかった場合	
問合せ先	就農する市町の農政担当課	

3 経営発展への支援（機械・施設等導入に対する補助制度）


(1) 経営発展支援事業（令和4年度～、国庫事業）

〔就農後の経営発展のために、県が機械・施設等導入を支援する場合、県の2倍を国が支援〕

対象者	就農時 49歳以下 の認定新規就農者	詳しい 内容は こちら から→  (農林水産省 HP)
補助率	県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限 1/2、県 1/4、本人 1/4)	
支援額	補助対象事業費上限 1,000万円 (経営開始資金の交付対象者は上限 500万円)	
対象経費	機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等	
事業内容 の主な 要件	(1) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること (2) 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの また、中古機械及び中古施設にあっては、中古耐用年数が2年以上のものであること (3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと (4) あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること (5) 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に 備えた措置がされるものであること(家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く) (6) 個々の事業内容について、単年度で完了すること など	
留意点	採択基準は ポイント制 本人負担分は、青年等就農資金の活用可能	
問合せ先	就農する市町の農政担当課、地域農業振興センター	



(2) さが園芸生産 888 整備支援事業（令和5～8年度 県単独事業）

〔農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に対する補助〕


対象者	認定新規就農者、認定農業者など	詳しい 内容は こちら から→  (県 888HP)
補助率	60%以内(県補助 50%以内、市町補助 10%以内)	
補助内容	収量・品質の向上や規模拡大、コスト削減のために必要な施設・機械等の整備 ①園芸用ハウス、育苗施設 ②省力化機械・装置 ③高品質化機械・装置 ④省石油型機械・装置 ⑤土づくり用、病害虫低減機械・装置 ⑥選別、調整、加工用機械・装置 ⑦長寿命化対策 ⑧園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等 ⑨大雨・大雪被害防止対策 の整備、購入費用など	
主な要件	(対象品目) 原則 1品目に統一 (受益面積) 施設園芸 3アール以上(中山間では1アール以上の場合あり) 露地園芸 1ha以上(個人が事業実施主体の場合は50アール以上) (GAPの取組) 認証有又は取組計画有 (対象機械・施設) 国庫補助事業の対象とならないもの	
問合せ先	市町の農政担当課、地域農業振興センター、県庁園芸農産課(0952-25-7308)	

5 その他の支援策

雇用就農資金〔就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成〕


対象者	雇用元の農業法人等 雇用して技術を習得させる機関	 詳しい 内容は こちら  農林水産省 HP ← から → 全国農業会議所 HP
支援額	60万円/年 最長4年間	
農業法人等の要件	(1) おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること (2) 十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること (3) 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること (独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可) (4) 雇用保険及び労災保険に加入させること など	
新規雇用就農者の要件	(1) 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満の者 (2) 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること (3) 過去の農業就業期間が5年以内であること (4) 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと (5) 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で研修を受けていないこと	
問合せ先	佐賀県農業会議	

さが暮らしスタート支援事業〔県外から移住された方に移住支援金を支給〕


対象者	佐賀県外から移住された59歳以下の方	詳しい 内容は こちら  から → サガスマイルHP
支援額	単身の場合60万円、世帯の場合100万円	
移住元の要件	<ul style="list-style-type: none"> 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。 住民票を移す直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。 	
移住先の要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日以降に佐賀県内に転入したこと 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること 転入先の市町に、移住支援金の申請から5年以上継続して居住する意思を有していること 	
支援金返還要件	<ul style="list-style-type: none"> 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 など 	
移住支援金実施市町	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町（令和5年度 16市町）	
問合せ先	市町の移住担当課、県庁さが創生推進課	

4 融資制度


〔新規就農者等が青年等就農計画の達成に必要な資金〕

資金名	青年等就農資金	詳しい 内容は こちら から→  (日本政策金融公庫 HP)
対象者	認定新規就農者 (市町から青年就農計画の認定を受けた個人・法人)	
融資機関	(株) 日本政策金融公庫	
資金用途	農業経営を開始するために必要な全ての資金（ただし、農地の取得費は除く）。 <ul style="list-style-type: none"> 農業生産用の施設・機械 農産物の処理加工施設・販売施設 家畜の購入費・育成費 果樹や茶の新植・改植費・育成費 農地の賃借料や施設・機械のリース料などの一括支払い 経営開始に伴って必要となる資材費 など 	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：3,700万円（特認1億円） 利率（年）：無利子（借入の全期間にわたり無利子） 返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内） 	
問合せ先	農協、日本政策金融公庫、地域農業振興センター、市町の農政担当課	

〔意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金〕

資金名	農業近代化資金	詳しい 内容は こちら から→  (農林水産省 HP)
対象者	農業を営むもの（認定農業者、認定新規就農者など）	
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 農舎、畜舎、農機具等 果樹等の植栽・育成 家畜の購入・育成 小規模の農地改良・造成 長期運転資金 など 	
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> 借入限度額：〔個人〕1,800万円（特認2億円）〔法人〕2億円 金利：1.00%（2023年3月20日時点） 償還期限：資金使途に応じ7から20年以内（据置2から7年以内） 	
問合せ先	農協、地域農業振興センター、県庁生産者支援課	

〔意欲と能力をもって農業を営む方に対して前向き投資や償還負担の軽減に必要な資金〕

資金名	経営体育成強化資金	詳しい 内容は こちら から→  (日本政策金融公庫 HP)
対象者	認定新規就農者、主業農業者など	
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> 農地等の取得、改良・造成 農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械 家畜、果樹等の購入費、新植・改植費、育成費 など 	
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：〔個人〕1.5億円〔法人〕5億円 貸付利率：0.70%（2023年8月時点） 返済期間：25年以内（うち据置3年以内） 	
問合せ先	農協、日本政策金融公庫、地域農業振興センター、県庁生産者支援課	

就農までに取り組む事項チェックリスト

資金名	取組事項	窓口等
就農相談	<input type="checkbox"/> 相談先を調べる <input type="checkbox"/> 各相談先から情報収集	各機関、団体
就農構想	<input type="checkbox"/> 情報収集後、自ら樹立（以後、就農計画へブラッシュアップ）	—
就農計画	<input type="checkbox"/> 素案検討 <input type="checkbox"/> 計画作成 <input type="checkbox"/> 計画書提出 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 市町認定 (就農後5年間有効)	就農地の市町
技術習得研修	<input type="checkbox"/> 研修先選定（ <input type="checkbox"/> 就農準備資金手続き） <input type="checkbox"/> 研修先決定 <input type="checkbox"/> 研修実施	各研修実施主体
農地確保	<input type="checkbox"/> 選定・交渉 <input type="checkbox"/> 内諾 <input type="checkbox"/> 権利設定申請 <input type="checkbox"/> 許可	就農市町の農業委員会
農業機械	<input type="checkbox"/> 見積り・機種選定 (<input type="checkbox"/> 補助、融資手続き) <input type="checkbox"/> 購入	農協等農機具業者
ハウス建設	<input type="checkbox"/> 設計・積算 (<input type="checkbox"/> 補助、融資手続き) <input type="checkbox"/> 業者決定 <input type="checkbox"/> 建て込み	農協等ハウス建設業者
住居確保	<input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 内覧 <input type="checkbox"/> 契約 (<input type="checkbox"/> 建設) (<input type="checkbox"/> 引っ越し)	不動産業者等
就農準備資金	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 助成決定（年150万円 最長2年間）	農業振興センター等
経営開始資金	<input type="checkbox"/> 就農計画認定 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 決定（年150万円最長3年間）	就農地の市町
制度資金借入	<input type="checkbox"/> 借入申込 <input type="checkbox"/> 審査会 <input type="checkbox"/> 貸付決定 <input type="checkbox"/> 貸付実行	就農地の農協等
ハウス等補助金	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 <input type="checkbox"/> 実績報告 要望時期は、前年度6月頃（市町に要確認）	住所地の市町
雇用就農資金	(新規就農を目指し技術習得を目指す者を雇用する法人を対象) <input type="checkbox"/> 応募(年3回) <input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 支援開始(年60万円 最長4年間)	佐賀県農業会議

※このチェック表は目安であり、個別の就農事情により不要となったり必要な事項が増えることがあります。

市町における就農支援策（令和5年度）

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
佐賀市	ワンストップ支援窓口事業	佐賀市内での就農を希望する者	関係機関（県・市・JA・金融公庫など）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
	佐賀市親元就農支援給付金	佐賀市富士町・三瀬村において親元就農（2親等以内）する者 他条件有	給付金額：60万円 給付期間：最長2年間	6月頃	3名程度	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
佐賀市トレーニングファーム推進協議会	佐賀市トレーニングファーム事業	【給付要件】 ①研修終了後、佐賀市富士町に就農・定住する者 ②普通自動車運転免許を取得しているもの ③年齢50歳未満の夫婦または親族2人以上（原則） ④就農時400万円程度の資金を有していること	地元園芸農家を講師として、2年間の研修を行い、その後独立就農・定住をしていただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となったサポートを行います。 【研修手当】就農準備資金最大150万円/年交付。また、交付対象とならない研修生に対しては独自に120万円/年を給付。 【就農手当】経営開始資金最大150万円/年交付。また、交付対象とならない就農性に対しては独自に1年目120万円、2年目90万円、3年目60万円を給付。 【研修費用】無料 【住居】研修期間中は宿泊施設を確保し、居住支援として家賃補助あり。 【その他】移住支援（引越費用等助成）、居住支援（家賃補助、住宅取得費用助成）あり。研修生募集時には短期研修を予定（旅費、宿泊費助成あり）。専任講師（現役園芸農家）による指導。就農時の農地・家屋取得の斡旋。	4月～8月頃	2組（4名）	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
多久市	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（市・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林課 ☎0952-75-4825
小城市	ワンストップ就農相談会	小城市内での就農希望者	関係機関（市、県農林事務所、県振興センター、JA、金融公庫）による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林水産課 ☎0952-37-6125
鳥栖市	ワンストップ就農相談会	市内での就農希望者	各関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農林課 ☎0942-85-3563
神埼市・佐賀市	ピーマンチャレンジファーム	①研修終了後、神埼市脊振町または佐賀市三瀬村内に就農できる者 ②運搬用車両（軽トラック）を有する者 ③就農時100万円程度の資金を有している者	現役ピーマン農家を講師として、1年間の模擬経営等を通じて研修を行い、その後独立就農していただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となってサポートを行います。 【研修・就農資金】対象者においては、補助制度を活用 【研修費用】研修開始にあたり10万円の預り金が必要 【定住支援】居住支援（定住補助、家賃補助など）。	9月～10月頃	2組（4名）	脊振・三瀬園芸振興協議会（JAさが神埼営農経済センター北部事業所） ☎0952-59-2224
吉野ヶ里町	就農相談窓口	吉野ヶ里町内での就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	農林課 ☎0952-37-0347
	吉野ヶ里町担い手育成支援対策事業費補助	吉野ヶ里町の農林業の担い手及び農業後継者	農業大学校又はそれに準ずる研修機関で農業資格及び技術を修得するための研修に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1とし、千円未満は切捨て。補助金の限度額は、8,000円以内の額とする。	随時	予算の範囲内	
基山町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町、農業委員会、県農業振興センター、JA）による就農に向けた各種相談会の実施	随時	—	産業振興課 ☎0942-92-7945
上峰町	就農相談窓口	上峰町内での就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	産業課 ☎0952-52-7415
みやき町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	第3木曜日	—	農林課 ☎0942-96-5534



市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
唐津市	明日の農業者 チャレンジ 支援事業	【対象者】次の1～3の全てを満たす親元就農者 1 50歳未満の市内在住者 2 認定農業者の子・孫 3 令和3年4月1日以降に就農した人 【給付要件】次の要件をすべて満たすこと 1 年間農業従事日数150日以上 2 家族経営協定の締結 3 就農先の親等の前年総所得が400万円未満 4 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと 5 市税の滞納がないこと	1人当たり 60万円/年 (夫婦就農の場合は、1組当たり90万円/年) 初回申請日より最長2年間給付 	令和5年6月下旬～令和5年7月31日	予算の範囲内	
	新規就農者 ステップ アップ 支援事業	【主な給付要件】<研修生> 次の1～6の全てを満たす市内在住者または研修終了までに転入することが見込まれる者 1 新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと 2 研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上継続して農業経営を行うこと 3 18歳以上で、かつ就農時の年齢が60歳未満であること 4 受入農家等の3親等以内の親族でないこと 5 国・県等が行う新規就農者への研修に対する支援等を受けていないこと 6 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと	【研修給付金】 市内在住者：研修生1人当たり月額10万円 転入予定者：研修生1人当たり月額12.5万円 ※夫婦で研修を受ける場合は1.5倍を支給	随時	予算の範囲内	農政課 ☎0955-72-9128
	就農相談 窓口	【就農相談窓口】 唐津市内での就農を望む者	【就農相談窓口】各関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	
	市のアピール 【唐津版 アグ・トレ】	唐津市は、海と山に囲まれた自然豊かな土地です。温暖な気候と変化に富んだ地勢を生かし、ハウスミカン等の果樹、いちご等の施設園芸、露地野菜、佐賀牛をはじめとする畜産、ブランド米など生産を展開しています。地元の先輩農家に指導してもらった研修システムを創設しております。関係機関一丸となり支援を行います。				
玄海町	就農相談 窓口	【就農相談窓口】 玄海町内に居住する（予定含む）就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	農林水産課 ☎0955-52-2199
伊万里市	就農相談会	就農希望者	関係機関（農業振興センター・県・市・JA）による就農に向けた各種相談への対応 時期：毎月第3火曜日 14:00～ 場所：伊万里総合庁舎 	年間	特になし	農業振興課 ☎0955-23-2557
	伊万里梨 栽培研修 給付金	○研修開始時の年齢が50歳未満 ○研修終了後は伊万里に居住し、市内で梨栽培を行うこと ○直系親族に梨栽培をしているものがないこと ○年間研修時間が1,200時間を超えること ○梨園を守る会による研修を受講すること	給付金額：100万円 (夫婦の場合は150万円) ※年度途中で研修する場合は、 月割計算 給付期間：最大24ヶ月	随時	予算の範囲内	
有田町	就農相談会	就農希望者	関係機関（農業振興センター・県・市・JA）による就農に向けた各種相談への対応 時期：毎月第3火曜日 14:00～ 場所：伊万里総合庁舎	年間	事前予約制	
	園芸用 パイプ ハウス 設置事業 補助	設置後5年間は園芸用施設として使用し、生産品の主たる部分または全部を町内の農産物直売所もしくはは市場へ出荷すること（3年間販売実績報告義務有）	新たに設置するおおむね100平方メートル以上の農業用ビニールハウスの設置資材及び工事費とする。 ただし、当該経費について、他の制度による補助又は融資を受けない場合に限る。 対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度とする。	随時	予算の範囲内	農林課 ☎0955-46-5616
	親元就農者 支援事業	農業後継者の育成・確保を図るため、新規就農者育成総合対策事業及び旧農業次世代人材投資資金の交付対象とならない親元就農者等に対し、親元就農等交付金を交付 ○共通要件 ・町内に住所を有すること。 ・町内において農業に従事すること。 ・年間農業従事日数が150日以上であること。 ・就農時の年齢が18歳以上50歳未満であること。 ①親元就農者 … 認定農業者の2親等内の直系卑属であること。 ②認定新規就農者 … 自らが青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること。	30万円/年（3年間）	随時	予算の範囲内	

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
武雄市	ワンストップ就農相談窓口	【対象者】 市内に居住する（予定含む）就農希望者 ※毎月第2水曜日に就農相談会を開催（要予約）	各関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林課 ☎0954-23-9335
	武雄市農業近代化資金融通助成	【対象者】 市内農業者等に農業近代化資金を貸し付けた融資期間、農業協同組合へ助成する。	予算の範囲内において、貸付利率の2分の1以内で助成する。	農業近代化資金の貸付日から3年	—	
	武雄市新規就農研修者家賃助成事業	【対象者】市外からの転入者で、 武雄市内に居住し、研修終了後市内での就農を目指す新規就農研修者。 【条件】 農業次世代人材投資事業資金（準備型）の交付対象であること。	【家賃助成】 上限5万円/月、最長2年間助成する。	随時	予算の範囲内	
	武雄市農業用給水施設整備事業補助金	【対象者】市内に住所を有する 認定新規就農者等。	農業用井戸等の整備にかかる経費の10分の1（上限20万円）を補助。	随時	予算の範囲内	
	武雄市農の里親事業	【給付要件】<研修生> 市内に住所を有するもので、 ①研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上の継続を目指すこと。 ②18歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が50歳未満であること。 ③受入農家等の3親等以内でないこと。 ④研修開始時に農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。 <受入農家等> ①認定農業者、または農業経営を5年以上行っているもの。	1年以内の研修（研修日数20日以上/月）に対し支給 【研修給付金】 研修生1人当たり月額10万円 【研修指導料】 研修生1人当たり月額2万円	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農者経営改善事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者で、農業経営開始から1年以上経過しているもの。	【対象経費】 ①施設・設備等の整備・改良等 ②農作業の効率化に資する整備・改良等 ③収量増加や所得向上に資する整備・改良等 対象経費の2分の1（上限50万円）を補助。	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農スタートアップ支援事業補助金	【対象者】市内に住所を有する 認定新規就農者で、農業経営開始から3年未満のもの。 【対象経費】 ①種苗・肥料・農薬等の生産資材 ②農地・機械にかかる賃借料	対象経費の2分の1（上限30万円）を補助。	随時	予算の範囲内	
	武雄市定住就農者支援事業	【対象者】市内に住所を有する認定新規就農者で、5年以上営農の継続を目指す者	【家賃助成】 家賃月額2分の1以内（上限2万5千円）を補助。最長2年間	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農農地提供協力金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者に、農地の提供を行うもの。	【協力金】 1,000㎡当たり3万円支給。	随時	予算の範囲内	
	就農呼び込みアピール	【主な農産物】 水稻、麦を中心に、きゅうり、チンゲン菜、アスパラガス、いちごなどの施設園芸が盛んです。 【特徴・アピール】 武雄市は佐賀県西部に位置しており、雄大な山々に囲まれ、豊かな自然にあふれています。 また、高速道路等の自動車網、鉄道、新幹線の要所となっており、福岡県、長崎県、県内各市町へのアクセスの良さからハブ都市としての機能を兼ね備えています。各地へ行くにも、武雄市を訪れるにもアクセスが良く、「ちょうどいい田舎」として住む人に合う「住みやすさ」を見つけられます。				
大町町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	第3水曜日	農林建設課 農政係 ☎0952-82-3151	
	転入奨励金	3年以上大町町以外の市町に居住する者が大町町内に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合 （専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のもの） ※除外要件あり	住宅1戸につき100万円 ただし、中古住宅取得の場合は、取得価格（土地代含む）の3%以内で100万円を限度とし支給 同居する中学生以下の子1人につき30万円支給	転入、住宅取得前に要申請	予算の範囲内	
	大町町引越費用助成金	新たに転入して大町町内に居住する世帯の者 ※除外要件あり	引越費用の2分の1以内とし、1世帯当たり5万円を上限	転入時に申請	予算の範囲内	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	随時	—	
大町町空き家活用対策事業補助金	大町町空き家バンク制度を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者 ※除外要件あり	・空き家の改修 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額（限度額50万円） ・空き家を利用するための不要物の撤去 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額（限度額10万円）	リフォーム前までに要相談	予算の範囲内		

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
江北町	新規就農支援事業補助金	江北町に住民登録された、認定新規就農者	<p>【家賃支援事業】 自らの居住に供するために賃貸住宅（町内物件）を借り上げて、家賃を支払う者 上限5万円</p> <p>【経営支援事業】 国・県補助金対象事業を除く井戸・排水施設設備・生産資材等に係る経費等。 対象事業費の10/10 上限100万円(1回限り)</p>	随時	予算の範囲内	地域振興課 ☎0952-86-5615
	就農呼び込みアピール	江北町で新規就農したい方は、まずはお気軽に地域振興課までお問い合わせください。				
白石町	白石地区いちごトレーニングファーム	<p>①研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること</p> <p>②研修終了後、白石町に在住して農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者</p> <p>③農業技術や農業経営力等を身に就けるための研修制度であることを十分理解し農業研修、就農について家族の同意を得ていること</p> <p>④普通運転免許を所持し、パソコン操作ができること</p> <p>⑤新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること</p>	<p>トレーニングファームでの高設いちご栽培技術（品種「いちごさん」）及びいちご経営</p> <p>原則として研修に関する費用は無料</p> <p>【研修手当】 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能</p>	5月1日から12月1日まで	4人以内	農業振興課 ☎0952-84-7121
	しろいし農業塾	<p>【資格要件】</p> <p>①日本国籍を有し、研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること</p> <p>②心身ともに健康で、誠実に研修ができること</p> <p>③応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時白石町に住民登録でき、2ヶ年以上継続できること</p> <p>④研修終了後、白石町内に居住しながら農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者</p> <p>⑤農業技術や農業経営力等を身に就けるための研修制度であることを十分理解し農業研修、就農について家族の同意を得ていること</p> <p>⑥普通運転免許を所持し、パソコン操作ができること</p> <p>⑦新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること</p>	<p>【研修内容】 施設園芸を基本とし農業講座（講習会）、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会を実施する</p> <p>【研修手当】 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能</p> <p>【研修時間】 1日8時間、月20日を基本とし、月160時間勤務とする</p> <p>【住居】 住居の確保・家賃は農業塾の負担（上限55,000円）</p> <p>【車両】 営農車（軽トラック又は軽バン）1台貸与（条件あり）し、40ℓ/月分の燃料費を支給</p> <p>今後変更の可能性あり</p>	5月1日から12月1日まで	4人以内	
	ワンストップ就農相談会	就農希望者	<p>【就農相談窓口】 各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA・融資機関）による就農に向けた各種相談への対応。</p>	随時 ※毎月第4木曜日に相談会開催（要予約）	—	
	やってみようセミナー	町内新規就農希望者	<p>セミナーの開催</p> <p>①作物の栽培・経営状況説明</p> <p>②就農支援策の紹介</p> <p>③先輩農業者の体験談発表</p>	毎年7月頃	—	
	農業の特徴アピール	<p>佐賀県の南西部に位置し、幾多の干拓事業により5900haの農地を有しており、県内有数の野菜の産地となっています。</p> <p>町内のほとんどの農地で圃場整備事業が完了しており、大規模で耕作条件が良い農地が広がっています。</p> <p>多くの野菜農家で水稲の作付後に露地野菜を作付けすることで、耕地をフルに使って所得向上を図っています。</p> <p>町内にはいちごのトレーニングファームがあり、2年間栽培技術を学ぶことができ、卒業後には安心して経営を開始することができます。</p> <p>農業従事者の高齢化、労力不足、後継者不足が進んでおり、白石町に移住して地域の担い手農家として頑張ってください新規就農者を募集しています。</p>				



市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
鹿島市	ワンストップ支援窓口相談	市内に居住する（予定含む）就農希望者	各関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農林水産課 ☎0954-63-3413
	就農・農業経営相談会	市内に居住する（予定含む）就農希望者、経営転換や新規作物等に取り組みたい農業者	就農支援策の紹介 事業紹介・説明 圃場見学会 （希望があれば）農業経営アドバイザーへ派遣依頼をし、対応する	年2回程度	—	
	鹿島市トレーニングファーム研修生応援事業	市外からの転入者で、鹿島市内に居住し、研修終了後鹿島市に就農するみどり地区トレーニングファーム研修生	【家賃助成】3万円/月×3年間 【引越助成】最大10万円	随時	予算の範囲内	
	鹿島市農林漁業者応援プロジェクト事業	【給付要件】 ①鹿島市に住所を有し、かつ市内において農業を行う人（18歳以上50歳未満） ②鹿島市で農業を行う3親等以内の者で後継者として意欲のある人 ③後継者・経営主が市税などの滞納がないこと ④農業次世代人材投資資金の交付対象者でない者 【申請後、審査をします】	【給付額】 最大150万円、活動助成金 50万円 農業用施設・機械・農地改良費等農業を行う上で必要な経費に対し1/2以内を助成（上限100万円） 【事業期間】 3年間	7月末までに申請書提出	予算の範囲内	
太良町	太良町親元就農支援事業	【給付要件】 ①国庫事業の農業次世代人材投資事業の交付対象でない者 ②太良町で農業を営む農業者の子か孫で後継者として意欲がある者 ③太良町に住所を有し、かつ、町内において農業を行う者（18歳以上50歳未満） ④町税などに滞納がないこと ⑤年間の農業従事日数が150日以上であること	【給付額】 申請者1人当たり年間36万円（最長5年間）	随時	予算の範囲内	農林水産課 ☎0954-67-0315
	ワンストップ就農相談会窓口	太良町内に居住する（予定を含む）就農希望者	各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA等）による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	
	太良町移住支援事業	東京23区に在住又は通勤しており、一定の条件を満たし太良町に移住した者	単身者：60万円 2名以上の世帯：100万円 18歳未満の者一人につき100万円加算	随時	予算の範囲内	企画商工課 ☎0954-67-0312
	太良町さが暮らしスタート支援事業	佐賀県外に通算5年以上在住しており、一定の条件を満たし太良町に移住した者	単身者：60万円 2名以上の世帯：100万円	随時	予算の範囲内	
	太良町移住定住促進事業	①町税等に滞納がないこと ②太良町に定住する意思を有し空き家購入後3か月以内、賃貸契約後2週間以内に太良町内に住所を有していること ③補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていないもの	仲介手数料補助 売買及び賃貸契約に要する宅地建物取扱業者の仲介手数料に係る費用（上限額は5万円） 利用者改修補助 居住に必要な場所の修繕及び増築工事に係る費用（補助率は移住者又は39歳以下の者は補助対象経費の2/3、その他の者は1/2。上限額は売買の場合は200万円、賃貸の場合は100万円）	随時	予算の範囲内	
就農呼び込みアピール	太良町内全域が中山間地域に指定され、海岸線から多良岳山系に向かう丘陵地に樹園地（温州みかん）が広がっています。秋から初冬にかけて、色づく温州みかんは、まちを象徴し、まちの活力のある源です。傾斜地の特性を活かした温州みかん等の園芸作物等の生産や、繁殖牛や養豚、養鶏等の畜産が盛んです。水稲、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営に取り組んでおり、野菜では「玉葱」の産地化が図られています。また、ユリやバラ等の花きの施設栽培も盛んで、良質な花きを供給する県内有数の産地です。					

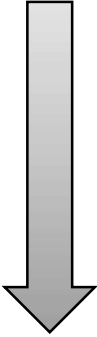
市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
嬉野市	嬉野市新規自営就農者支援事業	嬉野市内に在住し、新規に自営就農を行う者であって、青年等就農計画の認定を受けた者又は公的機関が認めたカリキュラムでの研修を修了した者	資材、機械や設備等の導入・整備等に要する経費で、国・県等の補助の対象にならないもの。経費のうち2分の1以内で50万円を上限（ただし、土地の造成又は水源確保のための井戸掘削の場合は、150万円を上限） ※起業チャレンジ応援金との併用不可	随時	予算の範囲内	農業政策課 ☎0954-66-9119
	嬉野市新規就農者生活支援事業	嬉野市での就農を目的として農業研修（トレーニングファーム、先進農家等）を行うために嬉野市へ転入する者	賃貸借契約により居住する賃貸物件の家賃（敷金、礼金等除く）で、月額家賃の2分の1以内で月5万円上限	随時	予算の範囲内	
	入植方式によるハウス団地整備事業	施設園芸による就農希望者であって、トレーニングファーム修了生又は先進農家の元で農業基礎・農業経営等を習得し、嬉野市内に居住し就農できる者	・施設園芸の開始に必要な基盤整備を市が実施	事業の進捗により随時決定		
	ワンストップ支援窓口事業	嬉野市内での就農を希望する者	関係機関（県・市・JA・金融公庫など）による就農に向けた各種相談への対応。	随時	-	
	住宅取得応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市に転入し建物本体が500万円以上の家屋を購入した場合。	住宅1戸につき50万円 転入する世帯員1人につき10万円 同居する高校生以下の子1人につき8万円などを支給	転入、住宅取得前に要申請	予算の範囲内	企画政策課 ☎0954-66-9117
	起業チャレンジ応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入して2年以内に起業する場合（農業を含む）	敷金、人件費を除く、起業に要した費用の1/2最大100万円を支給 ※嬉野市新規自営就農者支援事業との併用不可	転入前までに要申請	予算の範囲内	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	随時	-	
	空き家バンク利用促進補助金	空き家バンク登録物件を利用する方で、リフォームする場合など	リフォーム費用の1/2最大50万円を支給など	リフォーム前までに要申請	予算の範囲内	
	農業ターンウェルカム応援金	嬉野市外に居住する者が、嬉野市に転入し、就農又はトレーニングファーム等で研修を行う場合（1親等以内の親族から市内の農地又は経営を引き継ぐ者を除く）	1世帯10万円	転入前に要申請	予算の範囲内	
	嬉野市地方創生移住支援金	嬉野市へ住民票を移す前の10年間のうち5年以上、東京23区に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、東京23区に住んでいた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円※ ※18歳未満の者1人につき100万円加算あり	転入後3ヶ月以上1年以内※メニューによって特例有	予算の範囲内	
	嬉野市さが暮らしスタート支援事業補助金	嬉野市への転入時59歳以下の者で、転入直前の10年間のうち5年以上、佐賀県外に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円	転入後3ヶ月以上1年以内※メニューによって特例有	予算の範囲内	
	家事サポート事業応援金	世帯員全員が嬉野市へ転入後3年未満で12歳未満の子を扶養する世帯等	家事代行サービスを利用した費用に対する補助（上限4,000円/月）	随時	予算の範囲内	
	移住促進事業	嬉野市空き家バンク登録物件を利用して県外から移住される方	温泉チケット26冊（1年あたり）を3年間うれしの産米60kg、うれしの茶肥前よしだ焼の焼物7千円相当	随時	予算の範囲内	



○農地確保の留意点

農地法では、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」とされており、適正な肥培管理（整地、種まき、肥料やり、除草など）を行って、作物が栽培されている土地をいいます。この「農地」の売買や貸し借りに際しては、農地法上の許可が必要とされます。

【農地確保のいろいろ】

方法	留意事項	難易度
遺産相続による取得	農業委員会への届出のみで取得できる	<div style="text-align: center;"> 低  高 </div>
親類・知人からの権利取得	一定の要件を満たし、農委の許可が必要	
生産部会、農業法人等の紹介	信用と一定要件、農委の許可が必要	
市町農業委員会のおっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせんできる農地があること ・あっせん基準を満たすこと (青年等就農計画の認定など) 	

【農地探しのヒント】

- 農家は、農地を面識の無い人には任せたがらない。(適切な管理が担保されない)
 - 農地を人に貸す(売る)ぐらいなら不作付でも構わないと考える人が少なくない。
 - 時間をかけ、地域から信頼を得られれば、農地を借りられる可能性が高まる。
 - 農地を持っているのは「農家」とは限らない。
 - 農地の売買、貸借には許可(農地法3条)がいるが、非農地であれば許可不要。
 - 農地を農業以外に使う場合は、許可(農地法4・5条)が必要。
 - 非農地を農業用に利用する場合は、許可はいらぬ。
- (ただし、以後、農地法の適用を受ける土地となり、権利移転に許可が必要となる。)

【農地情報】

佐賀県農業公社のホームページに、農業委員会が意向調査をした遊休農地のうち、農地中間管理機構(農業公社)の活用を希望している農地のリストを公表しています。

農地の所在等詳細は、農林水産省のeMAFF農地ナビ(<https://map.maff.go.jp>)を参照してください。

借受を希望される場合や不明な点については、農地の所在する市町農業委員会(裏表紙参照)におたずねください。



○「家庭菜園」と「市民農園」

「家庭菜園」は農地法上の位置付けはなく、住宅の敷地の一部で、小面積で趣味的な栽培であれば、たとえ肥培管理がされていたとしても農地法の適用を受けません。

また、市民農園など、いわゆる貸し農園については、市民農園整備促進法や特定農地貸付法などの手続きを踏まえていれば、「農地法」の適用を受ける土地に該当しません。

よって「家庭菜園」や「市民農園」では、農家でなくても、また許可を受けずとも野菜などを栽培することができます。

【県内の市民農園（貸し農園）一覧表】

所在市町	農園等名称	所在地	問合せ先
佐賀市	角目（つゆめ）農園	鍋島	 （佐賀市役所 HP） 市民農園の紹介
	村岡ほのぼの農園	本庄	
	農会レクリエーション農園	久保泉	
	友貞（とふさ）農園	金立	
	パンプキンガーデン	本庄	
	停車場（ていしゃば）農園	北川副	
	西山田観光農園	大和	
	八戸ふれあい農園	鍋島	
	クラインガルテン鍋島	鍋島	
	具座のふれあい農園	三瀬	
佐賀市三瀬体験農園	三瀬		
小城市	市民農園（ふれあい農園）	畑田	
鳥栖市	とりごえ温泉 栖の宿 ふれあい農園	河内	0942-82-5005（同施設）
神崎市	菱の里ふれあい農園	千代田	神崎市農政水産課
基山町	基山 SGK 農園	けやき台	きやま SGK
	ともはぐ農園	宮浦	ともはぐ農園
武雄市	武雄市市民農園	武雄	武雄市営業部農林課
白石町	有明愛菜農園	戸ヶ里	白石町農業振興課
嬉野市	嬉野市リフレッシュ農園		嬉野市農業政策課

○就農セミナー開催状況

セミナー等名称	エリア	主な品目	開催地	時期
経営をはじめよう研修会	杵島	ちんげん菜	武雄	令和6年3月
アスパラガス就農セミナー	西松浦	アスパラガス	伊万里市	3月
やってみようセミナー	東松浦	アスパラ、トマト	唐津市	3月
経営をはじめよう研修会	白石	アスパラガス	白石	3月
経営をはじめよう研修会	白石	いちご	白石	2月
やってみようセミナー	東松浦	いちご	唐津市	1月
やってみようセミナー	佐城・三神	いちご、なす	神崎市	1月
いちご就農セミナー	西松浦	いちご	伊万里市	1月
佐城地区就農フェア	佐城	施設野菜	小城市	令和5年11月
社会人のための 新規就農希望者養成講座	県域	全品目	佐賀市	令和5年11月 令和6年2月
花栽培 Start up セミナー	県域	トルコギキョウ	佐賀市	令和5年11月
栽培やってみようセミナー	東松浦	さつまいも	唐津市	10月
就農セミナー	西松浦	キウイフルーツ	伊万里市	10月
やさい農家 やってみようセミナー	佐賀北部	ハウレンソウ パセリ レタス	佐賀富士	10月
果樹産地見学会	佐城	みかん	小城市	9月
就農セミナー	西松浦	みかん	伊万里市	9月
野菜作り やってみようセミナー	佐賀北部	ピーマン ほうれんそう	脊振三瀬	8月
佐賀の果樹 就農入門セミナー	県域	かんきつ ぶどう 梨	小城市	8月
やってみようセミナー	玄海町	アスパラガス	玄海町	8月
やってみようセミナー	佐城	アスパラガス	佐賀市	8月
佐賀県農業大学校 オープンキャンパス	県域	全品目	佐賀市	7月、8月
花栽培セミナー	東松浦	ホオズキ シンテッポウユリ	唐津市	7月
やってみようセミナー	東松浦	いちご	唐津市	5月

佐賀県内の最新の就農促進セミナーなどの開催情報は、
佐賀県農業公社のホームページからご確認ください。 ➡



○就農関連の行政機関・団体などの主な業務一覧（サイト紹介）

区分	機関・団体等名	部署	主な就農関連業務（ホームページ）
県域	佐賀県農業公社	業務部	県域の就農相談窓口 就農関連情報発信
	佐賀県農業会議		雇用就農資金の窓口 農業法人協会 など
	佐賀県農林水産部	生産者支援課 農業経営課 園芸農産課	制度資金の県の担当 就農支援施策担当、就農準備資金審査 各種補助事業の県の担当（888 運動は本冊見返し）
	佐賀県農業大学校	養成部 研修部	学校入学（本科、専科）による農業教育 社会人のための就農基礎講座 など
	佐賀県地域交流部	さが創生推進課 移住支援室	県域の移住支援
	JA さが 営農企画部	県域担い手 サポートセンター	県域の JA グループの就農支援窓口 トレーニングファーム
	【県域就農情報サイト（マイナビ社）】		トレーニングファーム 就農相談窓口紹介 など
地域	地域農業振興 センター	農業企画課	就農準備資金、補助事業県窓口、 制度資金の審査など
		普及課	地域の就農相談窓口、農業技術に関する普及、 農業経営のサポートなど
市町	市町庁舎	農政担当課	市町の就農相談窓口、青年等就農計画認定、 経営開始資金・制度資金・補助事業の窓口など
		農業委員会	農地のあっせん、農地の売買・貸借の許可など
農業 団体	JA (農業協同組合)	営農センター 金融担当課	営農技術指導、各種補助事業の窓口 制度資金の窓口
	NOSAI 佐賀（農業共済組合）		農業共済（公的救済） 収入保険の引受
国 ほか	農林水産省	経営局 就農・女性課	認定新規就農者、経営発展支援事業 就農準備資金、経営開始資金 など
	全国新規就農相談センター (全国農業会議所)		全国相談窓口、求人情報、 新農業人フェアなど
	日本政策金融公庫	佐賀支店 (農林水産事業)	青年等就農資金、 経営体育成強化資金などの貸付
	ハローワーク	インターネット サービス	農業法人求人情報など

◎県現地機関、市町、農業委員会、JA連絡先一覧

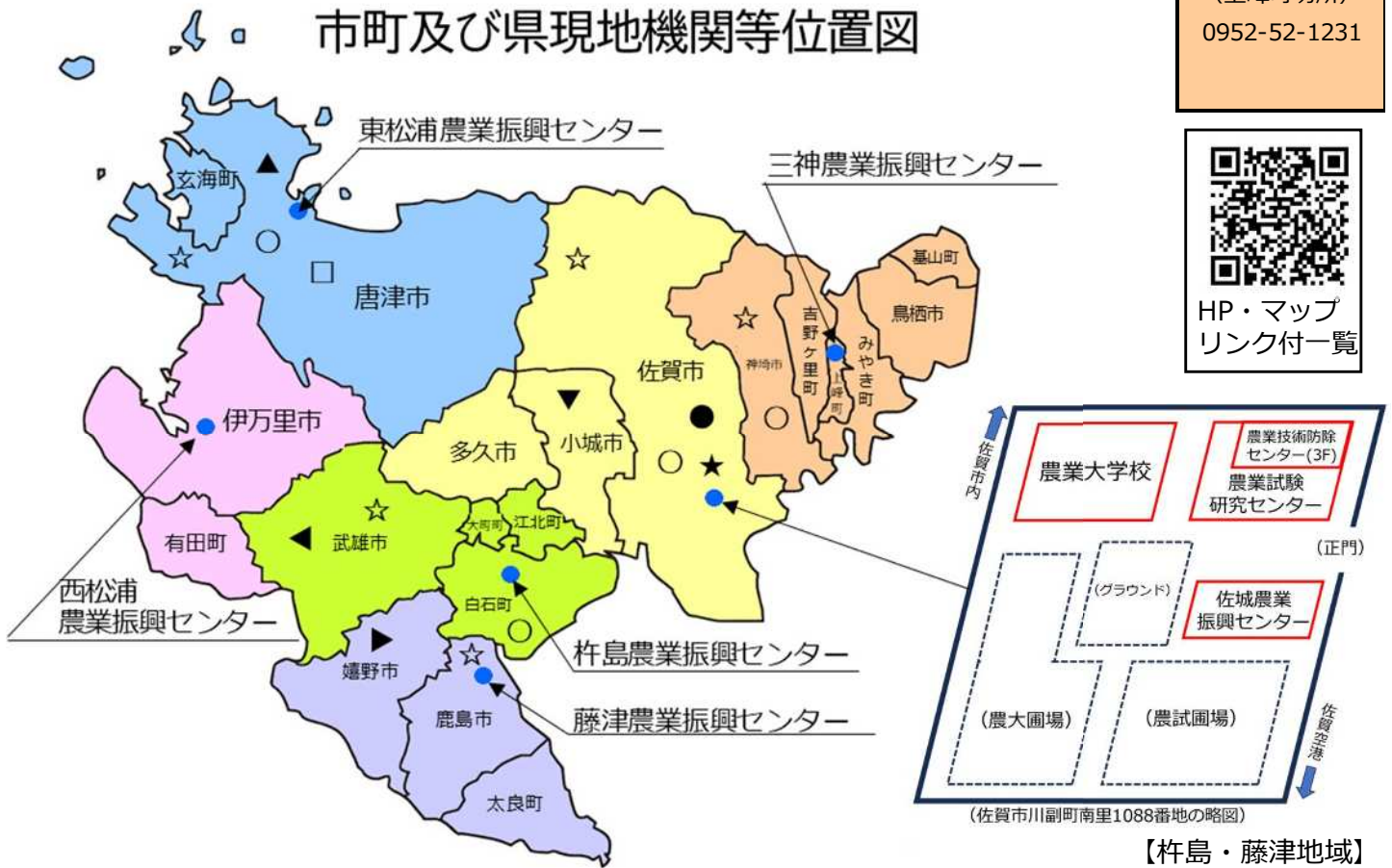
【東松浦・西松浦地域】

農業振興センター	市町庁舎		農業協同組合
東松浦 (唐津市二太子) 0955-73-1121	唐津市	農政課 0955-72-9128	JAからつ 営農企画課 (唐津市浜玉町) 0955-70-5256 繁殖牛トレーニングファーム JAからつ 畜産部 0955-51-9001
		農業委員会 0955-72-9165	
	玄海町	農林水産課 0955-52-2199	
		農業委員会 0955-52-2198	
西松浦 (伊万里市新天町) 0955-23-5128	伊万里市	農業振興課 0955-23-2557	JA伊万里 営農畜産部 (伊万里市立花町) 0955-23-5560
		農業委員会 0955-23-2502	
	有田町	農林課 0955-46-5616	
		農業委員会	

農業振興センター
佐城 (佐賀市川副町) 0952-45-8888
《北部普及課》 (佐賀市三瀬村) 0952-56-2311
三神 (上峰町坊所) 0952-52-1231



市町及び県現地機関等位置図



トレーニング ファーム	☆ほうれんそう	(佐賀市農業振興課) 0952-40-7118 (JAさが富士町事業所) 58-2535
	☆きゅうり	(JAさが杵藤園芸センターみどり) 0954-62-2145
	☆トマト	(JAさが杵藤園芸センターみどり) 0954-62-2145
	○いちご	(JAさが杵藤園芸センター) 0954-84-5112
	☆ピーマン	(JAさが神埼営農経済センター北部事業所) 0952-59-2224
	☆繁殖牛	(JAからつ畜産部) 0955-51-9001
ミニ トレーニング ファーム	○アスパラガス	(JAさが佐城園芸センター 園芸指導課(中部)) 0952-29-9750
	○いちご	(JAさが三神園芸センター 園芸指導課) 0942-96-4844
	○アスパラガス	(唐津市農政課)0955-72-9128 (東松浦農業振興C) 0955-73-1121
	□いちご	【準備中】(東松浦農業振興センター) 0955-73-1121

【杵島・藤津地域】

農業振興センター
杵島 (白石町東郷) 0952-84-3625
藤津 (鹿島市納富分) 0954-62-5221

市町農政担当課			同左農業委員会	(旧町)	JA				
多久市	農林課	0952-75-4825	0952-75-4831		JAさが	佐城北部営農経済センター (小城市小城町) 0952-72-5186	佐城園芸センター (小城市小城町) 0952-72-5137		
小城市	農林水産課	0952-37-6125	0952-37-6126	(大和)		佐城南部分営農経済センター (佐賀市川副町) 0952-37-7840			
佐賀市	農業振興課	0952-40-7118	0952-40-7340	(川副、東与賀、久保田)		中部地区営農経済センター (佐賀市本庄町) 0952-22-0376 アスパラガストレーニングファーム			
支所		川副	45-1111	(諸富) (旧佐賀市の一部)		JA佐賀市中央 指導経済部 (佐賀市神野東) 0952-30-9478	中部営農センター 富士町営農センター 0952-58-2535		
大和	62-1111	東与賀	45-1021	(旧佐賀市の一部)			JAさが	神崎営農経済センター (神崎市神崎町) 0952-52-7250	三神園芸センター (神崎市神崎町) 0952-53-3767 三神いちご トレーニング ファーム 園芸指導課 0942-96-4844
富士	58-2111	久保田	68-2111	(富士)				ピーマンチャレンジファーム 北部事業所 (広滝) 0952-59-2224	
三瀬	56-2111	諸富	47-2131	(三瀬)				東部営農経済センター (上峰町坊所) 0952-52-8700	
ほうれんそうトレーニングファーム									
神崎市	農政水産課	0952-37-0117	0952-37-0108	(脊振) (神崎、千代田)		JAさが			
吉野ヶ里町	農林課	0952-37-0347	0952-37-0353						
鳥栖市	農林課	0942-85-3563	0942-85-3570						
基山町	産業振興課	0942-92-7945							
上峰町	産業課	0952-52-7415							
みやき町	農林課	0942-96-5534	0942-96-5536						

【県域関係機関・団体】

★	農業経営課	0952-25-7118
佐賀	生産者支援課	0952-25-7112
県庁	園芸農産課	0952-25-7114
佐賀県農業大学校		0952-45-2144
県 試 験 場	農業試験研究センター	0952-45-2141
	▲上場営農センター	0955-82-1930
	▼果樹試験場	0952-73-2275
	◀畜産試験場	0954-45-2030
	▶茶業試験場	0954-42-0066
農業技術防除センター		0952-45-5297
●	佐賀県農業公社	0952-20-1590
	佐賀県農業会議	0952-20-1810
JAさが県域担い手 サポートセンター		0952-25-5128
日本政策金融公庫 佐賀支店		0952-27-4120
佐賀県農業共済組合		0952-31-4171



市町農政担当課			同左農業委員会	JAさが	
白石町	農業振興課	0952-84-7121	0952-84-7127	営農経済センター (白石町) 0952-84-7010	杵藤園芸センター (白石町) 0952-84-5112 いちごトレーニングファーム
武雄市	農林課	0954-23-9335	0954-23-9245	武雄杵島営農経済センター (武雄市武雄町) 0954-23-3193	杵藤園芸センター (みどり) (鹿島市浜町) 0954-62-2145
大町町	農林建設課	0952-82-3151			
江北町	地域振興課	0952-86-5615	0952-86-5620		
鹿島市	農林水産課	0954-63-3413	0954-63-3417	鹿島藤津営農経済センター (鹿島市納富分) 0954-62-2145	きゅうり・トマト トレーニングファーム
嬉野市	農業政策課	0954-66-9119	0954-68-0151		
太良町	農林水産課	0954-67-0315	0954-67-0316		

